

## 再審法改正を求める総会決議

2023年（令和5年）2月27日

佐賀県弁護士会

当会は、えん罪被害者を救済するための制度である再審について、その手続を定めた再審法（刑事訴訟法第4編再審）に証人尋問や証拠開示などの具体的手続を定める規定が皆無であること、そのため再審請求をどのように審理するかを裁判所の広範な裁量に委ねていることには問題点が多いと考える。

当会は、再審請求手続の審理の適正を制度的に担保し公平性を確保するため、再審法には以下の内容が盛り込まれるべきだと考える。

- ・再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化
- ・再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

当会は、再審法の速やかな改正を、政府及び国会に対して強く求める。

以上のとおり決議する。

### 提案理由

#### 1 現行の再審法の問題点

再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とする制度である。無実の者が処罰されることは絶対に許されず、えん罪被害者は速やかに救済されなければならない。

もっとも、わが国においては、直近5年間において再審開始決定が確定したのは年間0～1件ときわめて低調に推移している。1980年代の死刑再審4事件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）や2010年代の複数の再審無罪事件（布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件）といった教訓からしても、また下級審で通算3度の再審開始決定が出ていながら最高裁が再審開始を否定した大崎事件の経験からしても、低調に推移している理由を、わが国においてはえん罪がほぼ発生しないからだと楽観的に理解することはできない。低調に推移しているのは、えん罪被害者救済のための再審が救済のために機能していないからだと理解しなければならない。

このように再審が機能不全に陥っている原因は、再審法及びその運用に関わ

る制度上の問題があると考えられる。

すなわち、現行法上、再審法といえる刑事訴訟法第4編再審の規定はわずか19条の条文しかなく、再審手続に関する詳細な規定が存在しない。そのため、再審請求手続は職権主義的構造とされて個々の裁判体の広い裁量に委ねられることとなり、進行協議の実施、証拠調べ（証人尋問、鑑定など）の実施、証拠開示に向けた訴訟指揮の有無など、手続のあらゆる面で統一的な運用がなされていないのが現状である。これでは再審請求を行う者に適正手続（憲法31条）が保障されているとは言えない。

## 2 再審法に定められるべき内容

上記のような問題点があり、またそれは制度上の問題と考えられることから、問題点の解消・解決のためには、再審法を改正することが必要である。再審法改正によって再審手続に関する詳細な規定を設けることで、再審請求手続における審理の適正を担保することができ、また個々の裁判体による不統一な運用を廃して公平性を確保することができる。

そして、再審法改正にあたっては、以下のような内容が具体的に定められるべきである。

### (1) 全面的証拠開示

過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要である。しかし、現行法に証拠開示を定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

再審における全面的証拠開示については、2016年の刑訴法改正において法制審で議論されたものの、改正が先送りになったという経緯がある。改正附則9条3項は、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示（中略）について検討を行うものとする」としたわけであり、再審における全面的証拠開示を明文化する再審法改正が必要である。

### (2) 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。

そもそも、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断はあらためて再審公判において行われるものである。再審開始決定といういわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認める現行法が、えん罪事件の長期化を招いている実情があり、再審開始決定がなされたのであれば速やかに再審公判に移行することがえん罪被害者の速やかな救済につながるというべきである。再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止しても、検察官には再審公判の場で有罪立証をする機会が残されているのであり、検察官にとっても不都合はない。

- 3 過去のえん罪事件における再審公判での判決では厳しい言及がなされることも珍しくなく、何度も「反省」はされてきた。しかし、今でも再審開始決定が確定することは稀であり、えん罪事件の救済が進歩したと評価することは困難である。「進歩とは反省の厳しさに正比例する」とは著名経済人の言葉であるが、われわれには反省の厳しさが足りなかったと率直に直視すべきである。個々のえん罪事件の教訓は、それだけでは進歩につながらなかったのであり、教訓は再審法改正という形で結実しなければならない。再審法改正を実現することが、われわれが真に厳しく反省した証となり、えん罪事件の救済ひいては刑事司法を進歩させることにつながるものとなる。

えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。再審法の速やかな改正を、政府及び国会に対して強く求める

以上